

配付用：概略版

**平成22年度 集団指導**  
**(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)**

A Group Guidance Of Okayama

Compliance  
Compliance

平成23年2月14日（月）

岡山県 保健福祉部 長寿社会課 事業者指導班

# 本日の内容

- 1 はじめに
- 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査
- 3 業務管理体制の整備について
- 4 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」改正概要
- 5 高齢者虐待防止について
- 6 介護保険法等改正の動向
- 7 前払金に係る契約の問題について
- 8 苦情窓口
- 9 「申請の手引き」改正
- 10 前回の集団指導資料から
- 11 介護予防更新（H24.4.1）の特例
- 12 「介護保険制度に関する世論調査」から
- 13 お知らせ（労働局）



# 本日のテキスト

- 1 平成22年度 集団指導(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)…配付用:概略版[パワーポイント資料]
- 2 ◎実地指導結果《ある施設で見られた事例と指導内容》
- 3 業務管理体制の整備について
- 4 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン  
〔出典:厚生労働省〕
- 5 施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト  
〔出典:認知症介護研究・研修仙台センター〕
- 6 有効だったケアの工夫例  
～平成21年度集団指導・アンケート結果から～
- 7 介護支援専門員の資格管理について(平成22年度版)
- 8 平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する介護予防サービスの更新  
手続について
- 9 「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」  
介護労働者の労働条件の確保・改善について(ご依頼)  
介護労働者を使用する事業場における《労働条件チェックリスト》  
〔岡山労働局配付資料〕

# 1 はじめに

Outline



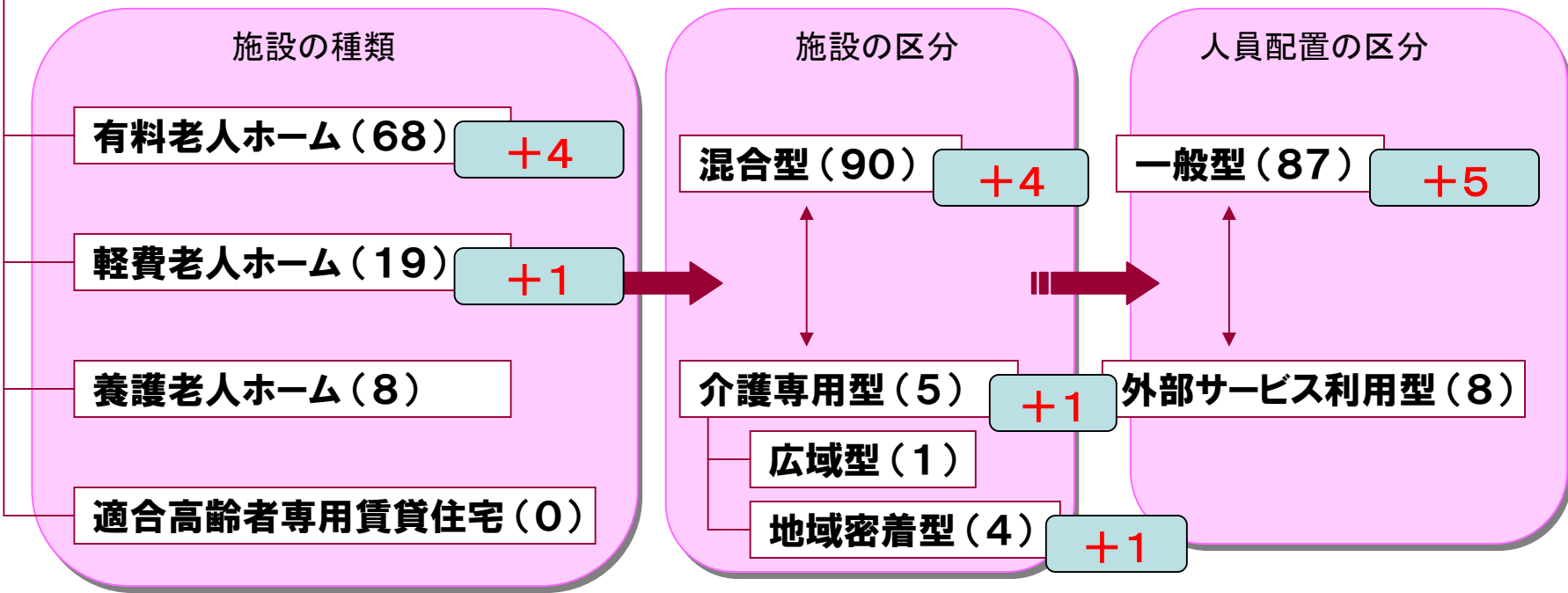
指定特定施設入居者  
生活介護事業所

H23.1.1現在

- ・介護保険法第8条第11項
- ・ “ 第8条第19項
- ・介護保険法施行規則第15条
- ・平成11年厚生省令第37号第174条第3項
- ・平成18年厚生労働省告示第264号

特定施設 95施設 **+5** **H22.2.1と比較**

など



1 はじめに②

Outline

	国	都道府県	市町村	
ハード	有料老人ホーム基準 軽費老人ホーム基準 養護老人ホーム基準 適合高専賃基準  都市計画・土地利用等に関するもの  建築物の敷地・構造・設備に関するもの	老人福祉法 老人福祉法施行規則 社会福祉法  都市計画法  建築基準法 消防法 バリアフリー法	岡山県適合高齢者専用賃貸 住宅設置運営指導要綱  岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針・自己点検シート	福祉のまちづくり条例
	職員の配置等人員に関するもの  施設管理・サービス提供等運営に関するもの	介護保険法関係 厚生労働省令第35号 厚生省令第36号 厚生省令第37号 厚生省老企第52号 厚生省老企第25号  老人福祉法 老人福祉法施行規則 医療法関係 社会福祉法関係通知  厚生労働省告示第266号	外部評価制度	
ソフト	事業収支計画に関するもの  利用料・契約内容等に関するもの	労働法関係 個人情報保護法・ガイドライン 公益通報者保護法 高齢者虐待防止法 消費者契約法 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン		
経営				

## 2 介護保険指定事業者に対する指導 及び監査

*Outline*

### ■ 集団指導とは

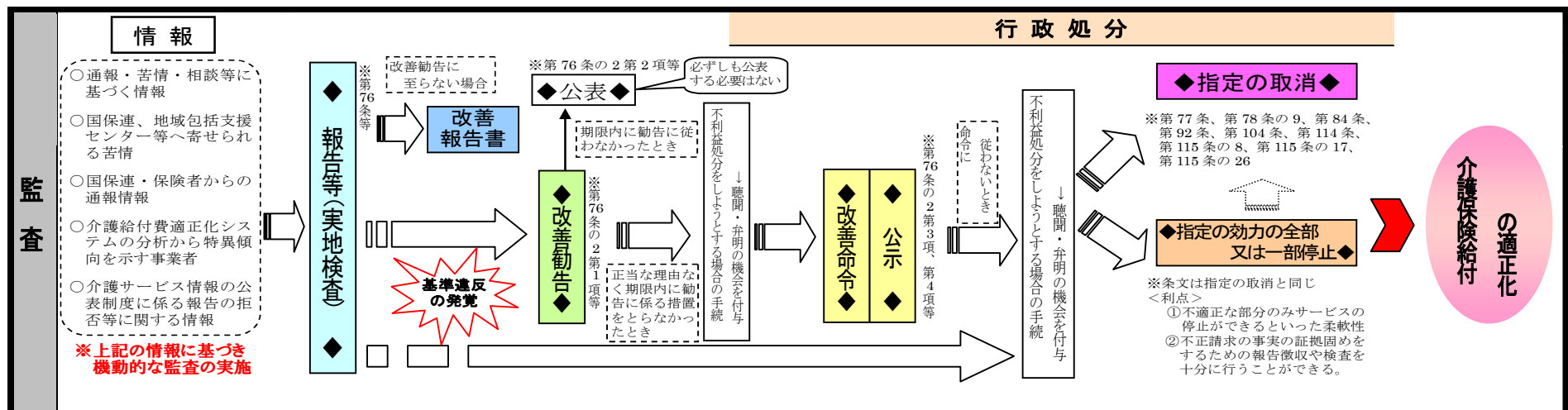
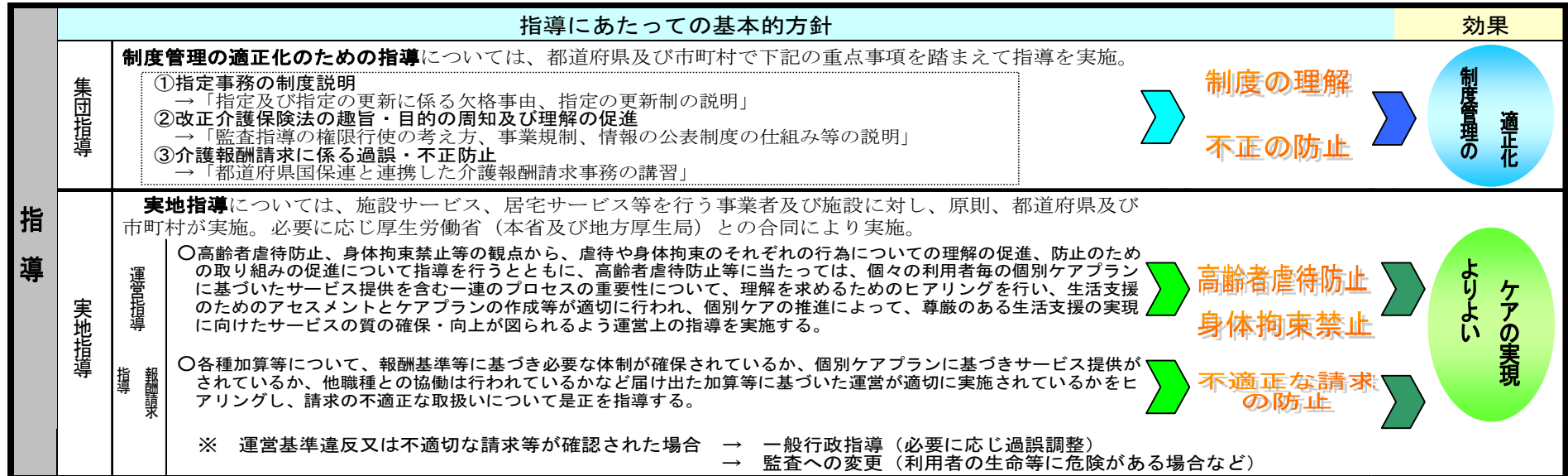
○ 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行う。

- ・指定、更新事務の制度説明
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査②

### Outline

### 都道府県・市町村が実施する指導・監査について



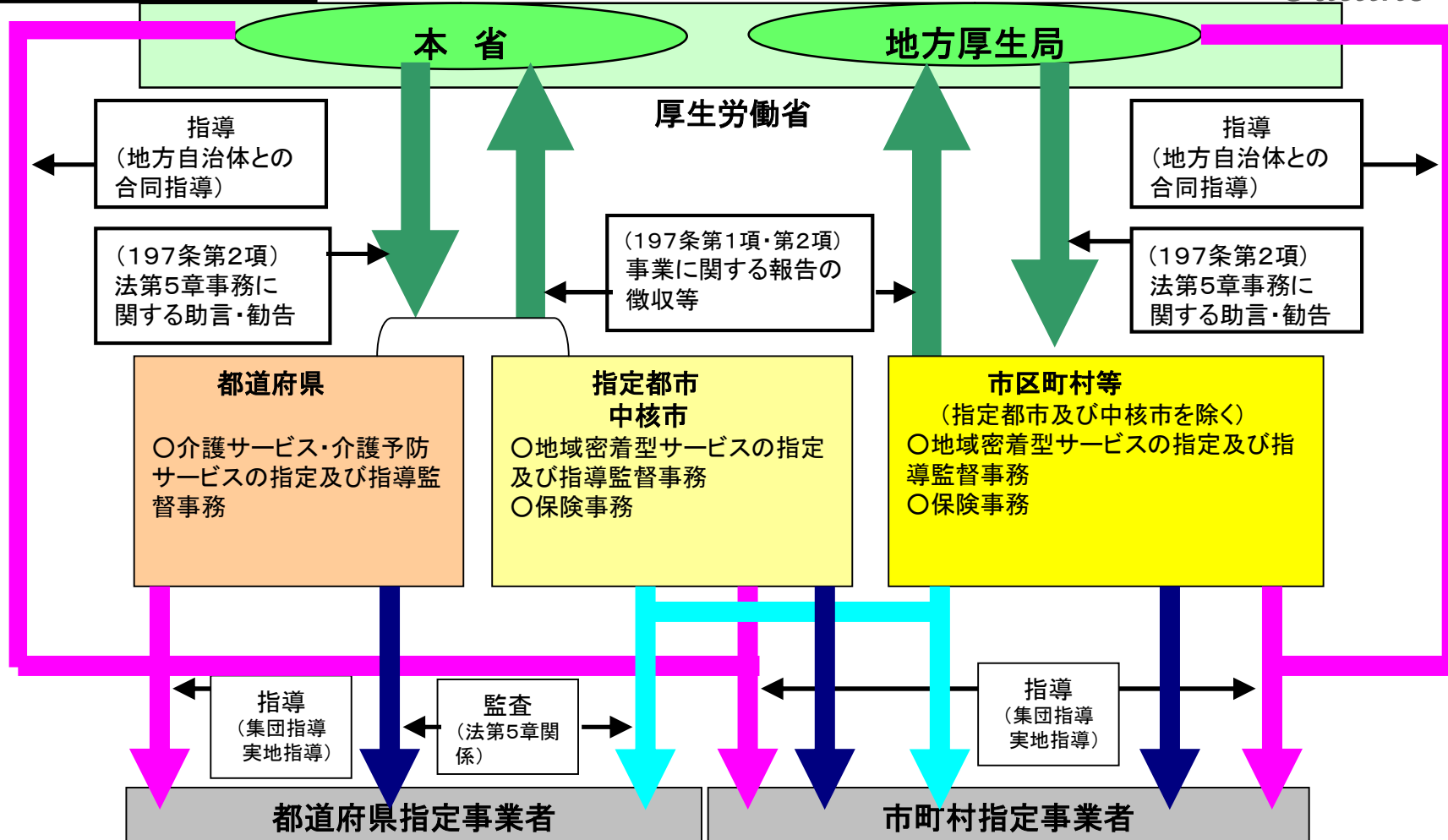
※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

H21.2.10ブロック会議資料参考

**介護保険の指導監督体制**

**2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査③**

Outline



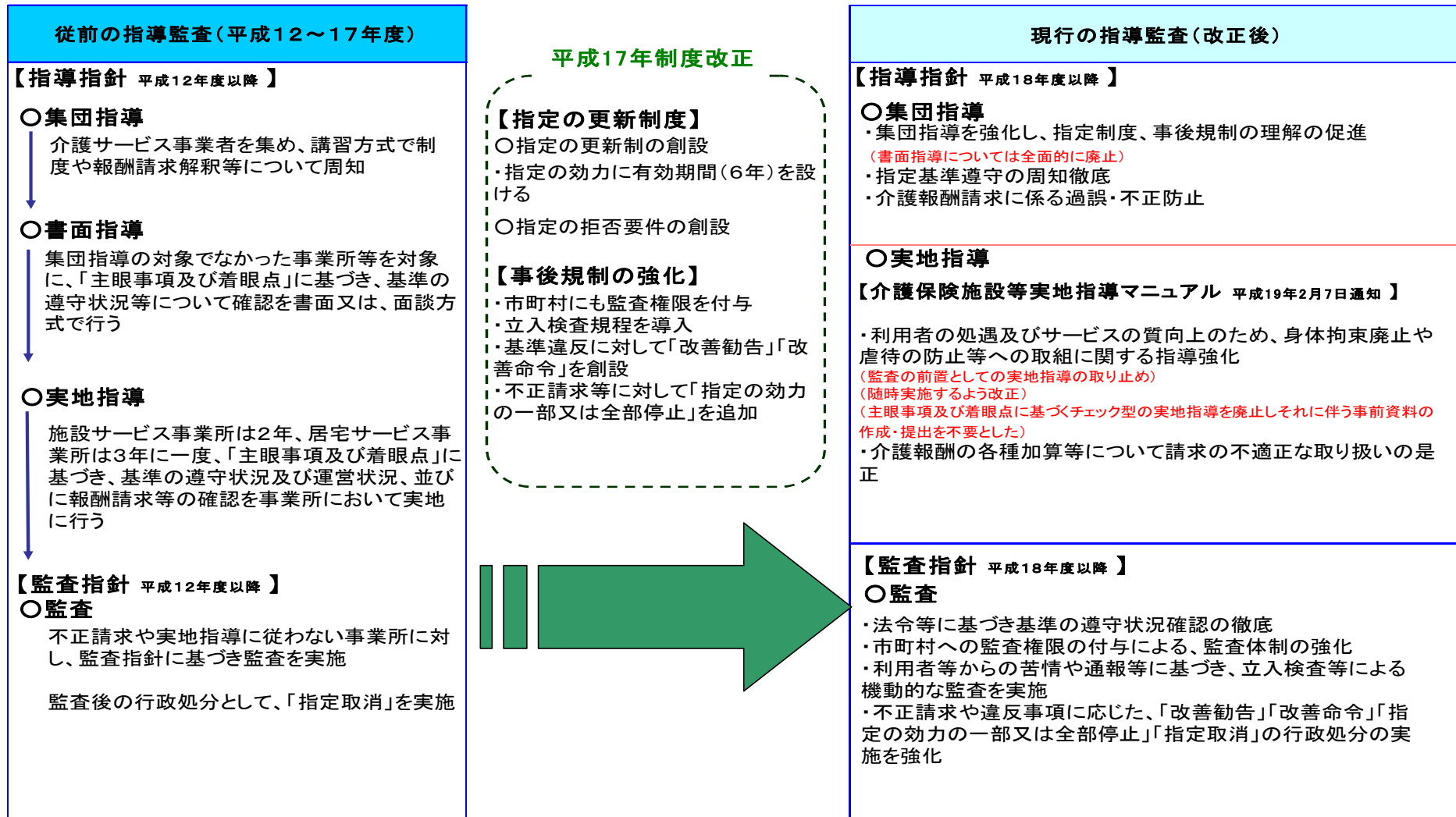
- ...国による自治体が行う法第5章事務に関する助言、勧告等
- ...指導(国、都道府県においては法第24条、市町村においては法第23条規定等による介護サービス事業者等からの報告徴収等を含む)
- ...監査(指定権者としての根拠に基づき実施)
- ...監査(保険者としての根拠に基づき実施)



## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査④

### Outline

#### 介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等



2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑤

Outline

平成22年度 実地指導等の件数 《平成23年1月1日現在》

内容	県民局	備前	備中	美作	根拠・対象
実地指導		6	10	4	介護保険法第24条 特定施設
監査		0	0	0	介護保険法第76条 特定施設
立入検査		1	20	3	老人福祉法第29条 有料老人ホーム

※有料老人ホームの立入検査については、特定施設の実地指導 と同日に行う場合がある。

養護老人ホーム・軽費老人ホーム → 施設監査（一般監査・特別監査）  
※社会福祉法人の会計監査と合わせて行う場合、特定施設の実地指導は別途  
行う（同日には行わない）。

未届け有料老人ホーム→県又は市町村へ情報提供を！

## ■ 実地指導（１）

- 自己点検シート(岡山県版)により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを実施
- 政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導
- 不適切な報酬請求の防止

著しい運営基準違反が認められる  
場合等には機動的に監査へ変更。

### ①事前に提出を求める書類(原則)

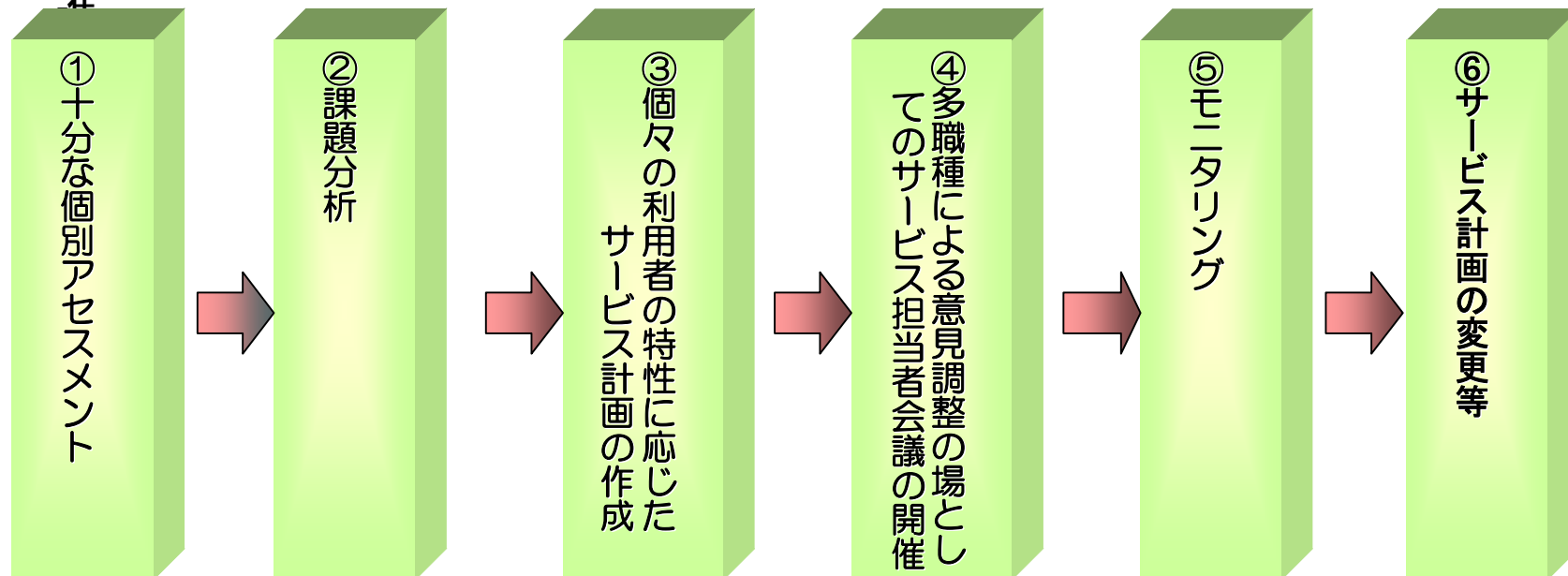
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1ヶ月)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者

### ②実地指導日に提出を求める書類

- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)(介護報酬編)

## ■ 実地指導（2）

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取り組みの促進について指導
- ・個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリング
- ・生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケア推進





## ■ 実地指導（3）

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・個別ケアプランに基づいたサービス提供
- ・多職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかをヒアリングにおいて確認することにより、不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を目的とする指導を実施し、不適切な部分については**過誤調整**を指示。（例）

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため、**返還を指導**する。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は、**返還を指導**する。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q&A）の内容が遵守されていない場合は、**是正を指導**する。

## 2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑨

### Outline

### ■ 監査（１）

監  
査

入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行うもの。

次の情報等から指定基準違反や不正請求が（疑いが）認められる場合には、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図りながら、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払いを早期に停止させるための機動的な対応を行う。

- 通報・苦情・相談等に基づく情報
- 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- 国保連・保険者からの通報情報
- 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

原則として、無通告（当日に通知）で実施する。

営  
利  
法  
人  
対  
象  
の  
書  
面  
検  
査

- (株)コムスの不正事案を受け、「経済財政改革に関する基本方針2007」(H19. 6. 19閣議決定)において、国が決定したもの。
- 「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」との方針が打ち出された。
- 任意抽出により、各県民局から監査（書面検査）実施通知を行うので、事業所は自己点検シート（営利法人監査用）を提出。

虚偽報告等の場合は、行政処分等の対象になるので十分に留意すること。

必要と認められる場合、実地の監査に切り替え

■ 監査（２）～行政処分等～

Outline

<p><b>報告等</b></p>	<p>介護サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出等を命じ、又は事業所への立入検査を行うことができる。 ※平成17年法改正で都道府県に指定権限がある介護サービス事業者についても、市町村にも「報告等」の監督権限が付与された。</p>
<p><b>改善勧告 (行政指導)</b></p>	<p>介護サービス事業者等に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。</p>
<p><b>改善命令 (行政処分)</b></p>	<p>改善勧告によっても正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。また、改善命令をした場合は、公示しなければならない。</p>

<p><b>指定の効力の全部又は一部停止 (行政処分)</b></p>	<p>サービス種類</p>	<p>停止の内容の例</p>
	<p>全サービス共通</p>	<p>新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定効力停止</p>
	<p>通所・訪問サービス系</p>	<p>代替サービス確保の上、一定期間の指定効力停止(全部停止)</p>
	<p>居宅介護支援系</p>	<p>不適切なケアプランを作成するケアマネジャーに対する指定効力停止</p>
<p>※現にサービス提供を受けている利用者について、指定の効力の停止により不利益を被ることとならないよう十分配慮が必要。</p>		
<p><b>指定の取消 (行政処分)</b></p>	<p>改善勧告・改善命令や指定の効力の停止の措置を取っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過出来ない場合に行う。 (不正な手段により指定を受けたときや不正請求等の場合については、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことも可。)</p>	

2 介護保険指定事業者に対する指導及び監査⑪

平成21年度実地指導結果(前回集団指導指摘事例、指導内容)

Outline

表にまとめました。  
参考にしてください。

今後、更新していきます。

◎実地指導結果《ある施設で見られた事例と指導内容》

項目	事例	指導内容	参照条文等
事業者の指示の停止	<p>●インシュリン注射について、朝・夕の時間帯は看護職員が配置されていない時間帯であるため、代わりに介護職員が注射を行っている。</p> <p>●たん吸・酸素吸入について、介護福祉士の資格があればできると思い、当該資格を持つ介護職員が行っている。</p>	<p>国では様々な議論を踏まえて、平成21年度から一部の特別養護老人ホームでモデル事業を行うなど何らかの方策を検討している段階ですが、現行の去令・制度では、ヘルパーが医療行為を行うことは禁止されており、罰則を伴います。</p> <p>いずれにしても、医師の指示が必要であることに注意してください。また、医師の指示のもと行うことができるのは、看護師又は准看護師であり、介護福祉士の資格を有しても、そのような効果はありません。</p>	<p>(根拠条文) 医師法第17条 →「医師でなければ、医業をしてはならない。」 保健師助産師看護師法第31条 →「看護師でない者は、第5条に規定する業(療養上の世話・診療の補助)をしてはならない。」</p> <p>●介護の現場で「医療行為」と疑義が生じやすいものが多い行為 (医師、看護師等以外が行うことができない行為) →「医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法第31条の解釈について」H17.7.28 老振発第0728001号を参照。介護報酬の解釈2 P.28～29</p> <p>●看護職員は医師の指示があれば、診療の補助行為(点滴、注射等)は可能。 ※介護保険の訪問看護等居宅サービスの実施は認められないが、末期がん・難病患者及び急性増悪等の場合は医療保険での訪問看護は認められる。 →医療行為については個別具体的な判断が必要であり、県・国に問い合わせを →看護職員不在時の「無資格者によるインシュリン注射」等を防止するには、勤務配置について配慮する必要がある。</p>
身体拘束禁止	<p>●家族の同意さえ取り付ければ、身体拘束を行うことができると考えている。</p> <p>●説明書の中で、拘束開始日時が記載されているが、解除予定日時がない。</p> <p>●日々の観察記録が不十分である。</p> <p>●毎月の身体拘束廃止委員会での対応を記載しているものはあるが、日々の観察とまでは言えない。</p>	<p>本人及び家族が同意した上で、同意を得ることは、あくまで3要件を満たし、かつ、施設内で十分な検討がなされてはじめて行われるべきものであり、同意だけが直接の要件ではありません。</p> <p>3要件の一つである「一時性」を遵守していないことと伺います。身体拘束はあくまで一時的なものであり、漫然と行うものではありません。</p> <p>身体拘束を行っている入居者の情報については、必ずしも専用のファイルに記録を求めません。 しかしながら、一般的な考え方として、一刻も早く身体拘束を解除するためには、一般入居者以上に観察を行い、「代替方法はないのか。」「何が原因なのか。」を常に検討することが大切ですと考えられます。 したがって、日々の観察を一般入居者以上にを行い、記録に残すことが必要と考えられます。</p>	<p>《三つの要件をすべて満たすことが必要》</p> <p>◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと</p> <p>◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</p> <p>◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</p>

参照条文等



### 3 業務管理体制の整備について

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください！

#### 業務管理体制の整備について

##### 1 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられ、事業者ごとに届け出ることとされています。

しかしながら、届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません。

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

##### ●コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス（compliance）は、「法令遵守」と訳されていますが、単に法令を守ることではなく、広義には、「企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること」（出典：「大辞林 第二判」）と捉えられています。

1 業務管理体制の整備

Outline

『届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません』

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス(法令遵守)を向上していただくことが本来の趣旨です。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

『一般検査の内容』

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容 等

3 事業者・法令遵守責任者の責務

『「業務管理体制の整備に関する報告」を行うこと』

- ・法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているか自己点検
- ・今後のコンプライアンス向上のための取組を考えるきっかけ

『検査のない年  
においても』

自己点検により、法令等遵守態勢を検証、改善等継続的に取り組む

- ・届出先の変更(新たに事業所ができた)
- ・業務管理体制の変更(事業所数が増えた)

手続が必要です！  
→県民局に御相談を！

## 4 個人情報取扱のガイドライン改正

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください!

医療・介護関係事業者における  
個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

平成16年12月24日  
〔平成18年4月21日改正〕  
〔平成22年9月17日改正〕  
厚生労働省

そもそも

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
(以下「本ガイドライン」といいます。)とは？

本ガイドラインの「趣旨」によると…

p.1

ガイドライン  
記載ページ

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものであり、厚生労働大臣が法を執行する際の基準となるものである。

「個人情報の保護に関する法律」…



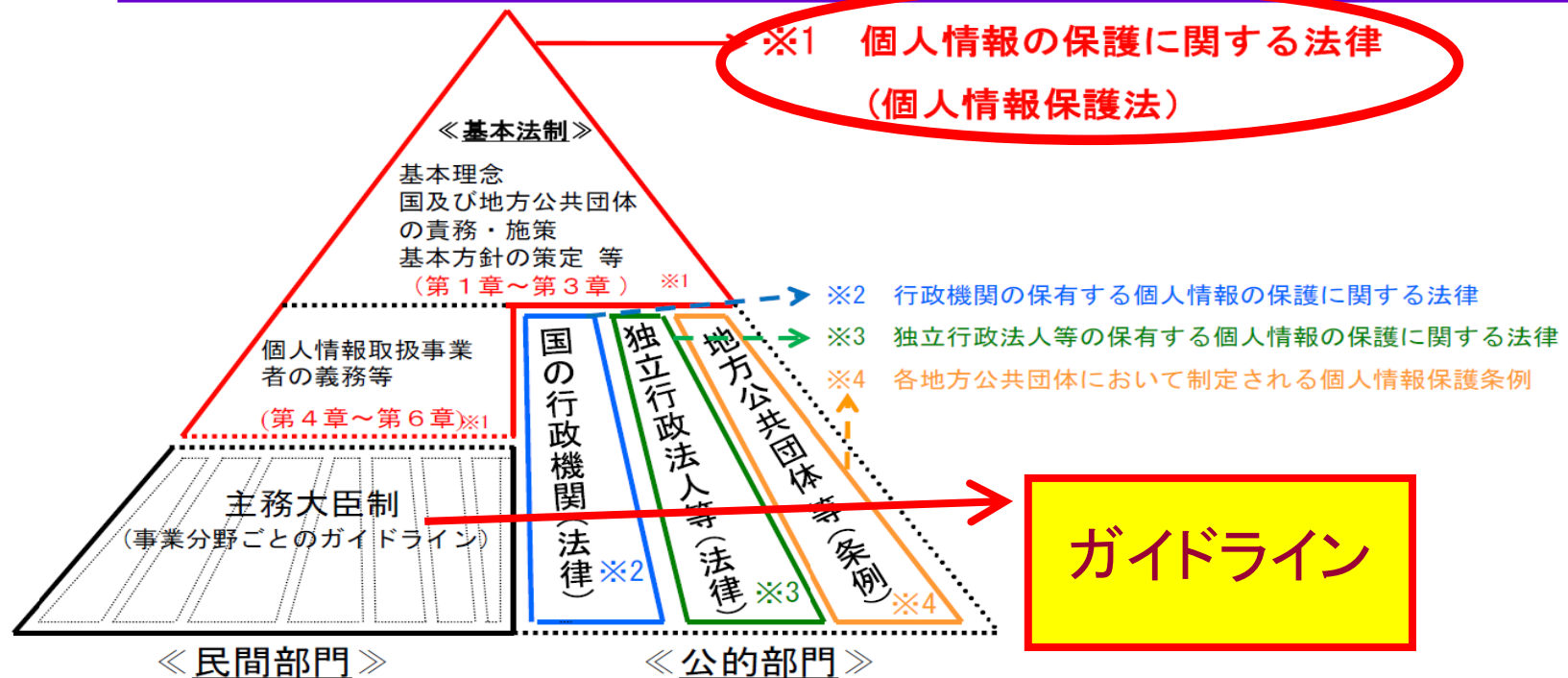
法律とガイドラインとの位置付けは...

Outline

消費者庁  
Consumer Affairs Agency

## 個人情報保護法の概要

### ① 個人情報保護法制の体系イメージ



★ここがポイント！

- 一定の民間事業者(個人情報取扱事業者)が取り扱う個人情報については、「個人情報保護法」が、都道府県・市町村が取り扱う個人情報については、それぞれが定める「個人情報保護条例」が適用される。

出典:平成22年度 個人情報保護法 説明会 資料  
消費者庁ホームページ  
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/kouenkai/2010honpen1.pdf>

法律で義務規定が適用される事業者とは...

Outline

消費者庁  
Consumer Affairs Agency

## 個人情報保護法の概要

### ② 個人情報保護法の適用範囲

個人情報保護法の義務規定が適用される「個人情報取扱事業者」

#### 基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱うことにかんがみ、その適正な取扱いが図られることとなる。

#### 義務規定 (法第4章～)

##### ■ 個人情報取扱事業者

**5,000**人分を超える※個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者 (施行令2条)

※過去6ヶ月間に一度でも超えていれば該当。

ガイドラインの遵守

「法令上の義務等を負わない医療・介護関係事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求める」

これには該当しない  
→ しなくてよい?

■ 左記以外の事業者

#### ★ここがポイント!

- 法の義務規定が適用されるのは、5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している「個人情報取扱事業者」のみであり、これに該当しない一般私人やその他の事業者には、法の義務規定は適用されない。

3

## ガイドラインの概要

### 目次

- I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方
- II 用語の定義等
- III 医療・介護関係事業者の義務等
- IV ガイドラインの見直し等
- 別表1～6

Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等

p.9～37

1. 利用目的の特定等(法第15条、第16条)
2. 利用目的の通知等(法第18条)
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保  
(法第17条、第19条)
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督  
(法第20条～第22条)
5. 個人データの第三者提供(法第23条)
6. 保有個人データに関する事項の公表等(法第24条)
7. 本人からの求めによる保有個人データの開示(法第25条)
8. 訂正及び利用停止(法第26条、第27条)
9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)
10. 理由の説明、苦情対応(法第28条、第31条)

今回  
改正箇所

9. 開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)

(開示等の求めに応じる手続)

法第二十九条 個人情報取扱事業者は、…(中略)…その求め(開示等の求め)を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

(第2項以下 略)

法第三十条 (手数料) 略

p.34~36

ガイドライン(抜粋)

・医療・介護関係事業者は、以下の点に留意しつつ、保有個人データの開示等の手続を定めることが望ましい。

開示等の求めの方法は書面によることが望ましいが、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないため、

開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。

今回改正箇所

参考:厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>



参考となるホームページ

## 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

参考：厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等  
厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

## 「個人情報の保護に関する法律」

出典：平成22年度 個人情報保護法 説明会 資料  
消費者庁ホームページ  
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/kouenkai/2010honpen1.pdf>

## 5 高齢者虐待防止について

Outline

まず、こちらの資料を御覧ください!



施設・事業所における  
高齢者虐待防止  
学習テキスト



社会福祉法人 東北福祉会  
認知症介護研究・研修仙台センター

(平成20年度 老人保健健康増進等事業補助金による助成事業)

『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』  
3.学習者用教材

認知症介護研究・研修センター研究報告書  
仙台センター・平成20年度

ホームページ

「認知症介護情報ネットワーク(DCnet)」  
(<http://www/dcnet.gr.jp>)

掲載ページ

[http://www.dcnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu\\_06\\_003f\\_01\\_03.html](http://www.dcnet.gr.jp/kaigokenkyu/kaigokenkyu_06_003f_01_03.html)

必読です!



ケア従事者のための  
身体拘束ゼロ  
ハンドブック

～拘束のないケアを  
実施するために～

■ アンケート結果

回答数→ 52施設

回答率→ 約59.8%

参考にして  
いますか？

◎ アンケート用紙については、「その他参考資料」に添付している。

◎ 集計したものを次頁以下に示すので、特に「有効だったケアの工夫例」などを今後の参考してほしい。

前回(H21年度)集団指導から

前回(H21年度)集団指導「アンケート結果」

「有効だったケアの工夫例」を表に取りまとめました。

有効だったケアの工夫例～平成21年度集団指導・アンケート結果から～

身体拘束禁止の対象となる 具体的行為	工夫例
<p>① <b>禁止行為</b> 子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p>	<p><b>工夫例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドを止めて布団に変えた。</li> <li>・日中はアクティビティの充実を図る。</li> <li>・安全に動けるように環境整備等を行う。</li> <li>・徘徊時は職員が付きそう。</li> <li>・居室に危険物を置かない。</li> <li>・徘徊理由の選出し、要因候補から消失可能なものへの対応を実施。</li> <li>・徘徊の原因追及。</li> <li>・日中はマンツーマン対応で歩いて運動し、夜間は眠れるようにする。</li> <li>・見守り態勢の工夫。</li> <li>・足下センサーなど</li> </ul>

今後、更新していきます。  
情報提供をお願いします。



## 岡山県の高齢者虐待状況

### ● 養護者による虐待

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談・通報件数	421件	421件	483件	465件
虐待判断件数	289件	353件	384件	377件

### ● 養介護施設従事者等による虐待

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談・通報件数	3件	5件	14件	5件
虐待判断件数	1件	1件	0件	1件

#### 平成21年度の虐待判断事例

- ・被虐待者 7人(男性2人 女性5人)
- ・虐待者 4人(いずれも介護職員)
- ・高齢者虐待の累計 身体的虐待、心理的虐待

## 6 介護保険法等改正の動向

介護保険制度の見直しに関する意見(抜粋)  
《 社会保障審議会介護保険部会：平成22年11月30日》

Outline

### Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

#### 1 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備(地域包摂ケアシステムの構築)

#### (4) 住まいの整備

○ 高齢者の住まいについては、老人福祉法と高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)という2本の法律が存在している状況であるが、利用者にとって分かりやすい体系とすることが望ましい。一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置付け、これらの住宅について、サービス内容の情報開示や入居一時金の保全強化等を図っていく必要がある。

一方、老人福祉法における有料老人ホームに対する規制については、この新たなサービス付高齢者住宅の基準等との整合性も考慮しつつ、さらに、近年発生した火災事故の教訓や高齢者虐待に対する懸念を指摘する声を踏まえ、防火対策・虐待防止等を徹底していくべきである。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要《全国厚生労働関係部局長会議資料:平成23年1月21日》

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における利用者保護規定を追加。
  - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付高齢者住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

有料老人ホームと高齢者  
専用賃貸住宅に関する改正

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の活用など、高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村における認知症対策を計画的に推進。

5 保険者機能の充実

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

動向を注視!

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

**新制度案(高齢者住まい法の改正等)**  
《国土交通省住宅局資料「高齢者住宅施策について」平成22年11月29日》

サービス付き高齢者住宅(仮称)について

現 行

高齢者住まい法

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)／高齢者専用賃貸住宅(高専賃)  
／高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

老人福祉法

有料老人ホーム

新制度案(高齢者住まい法の改正等)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、国土交通省・厚生労働省共管の制度として、新たに都道府県知事への登録制度として「サービス付き高齢者住宅制度(仮称)」を創設  
(高齢者住まい法の改正を予定)

【登録基準】(例)

《住宅(ハード)に関する基準》

- ・規模に関する基準(原則25㎡以上。ただし、居間、食堂、台所その他の部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上)
- ・設備に関する基準(便所、洗面設備の必置)
- ・バリアフリー化

《サービスに関する基準》

- ・高齢者支援サービスを提供すること。(うち、安否確認、生活相談は必須)  
[高齢者支援サービスの例: 食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

【登録事業者の義務】

- ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の重要事項説明)
- ・賃貸借方式(利用権方式の場合、居住の安定が図られた契約内容であること(事業者側の正当事由なき契約解除の禁止等))
- ・前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【行政による指導監督】

- ・住宅管理や生活支援サービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・改善命令等)
- ・地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携

\* 高円賃(登録制度)・高優賃(供給計画認定制度)は廃止し、経過措置を設ける。



# 7 前払金に係る契約の問題について

Outline

「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」

改正老人福祉法施行(平成18年)

一定の規制強化(前払金の保全義務化、都道府県の立入検査権の付与等)

しかしながら...

- ・有料老人ホームに関する相談件数は増加の一途  
(昨年度全国の消費生活センターの相談件数:平成17年度対比約1.7倍)
- ・「契約・解約」に関する相談が8割  
→家賃や入居一時金等の名目で徴収される前払金の返還金に係る苦情が多い。

このままだと...

- (1) 今後、高齢化が急速に進展する
- (2) 高齢者向けの住宅・施設の中で、有料老人ホームの在居者数の伸びが最も大きい
- (3) 悪質な事業者の風評により、優良な事業者の良質なサービスが市場で評価されない  
→有料老人ホームの入居契約における前払金の返還に係る消費者苦情について抜本的な解決を図らなければ、消費者被害がさらに続くだけでなく、市場の健全な発展も見込めない。

そこで...

厚生労働省、都道府県、関係業界団体及び消費者団体等へのヒアリング等調査を実施

参考:内閣府 消費者委員会(平成22年12月17日)

内閣府ホームページ

[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217\\_kengi.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217_kengi.html)



建議内容(要約) ※社団法人全国有料老人ホーム協会ホームページに掲載

1 短期解約特例(「90日ルール」)

- －90日ルールを設けていない事業者への指導
- －契約締結時点で入居できない場合の取り扱い
- －90日以内の申し出を行えばルールが適用される事の明確化
- －事業者が返還時に受領できる利用料等の明確化

等を行うために老人福祉法施行規則を改正するなどルールの法制化を求める。

2 前払い金の保全措置の徹底

- －法律に違反して保全措置を講じていない事業者の解消
- －違反事業者への直罰設置

等を求める。

3 設置運営指導指針規程の徹底等

- ア. 前払い金の適切な償却期間設定
- イ. 前払い金の算定基礎の書面明示等
- ウ. 入居前の消費者に対する適切な情報提供の仕組み整備等のための対策を求める

厚生労働省に対し平成23年6月までに  
実施状況の報告を求める。

参考:内閣府 消費者委員会(平成22年12月17日)

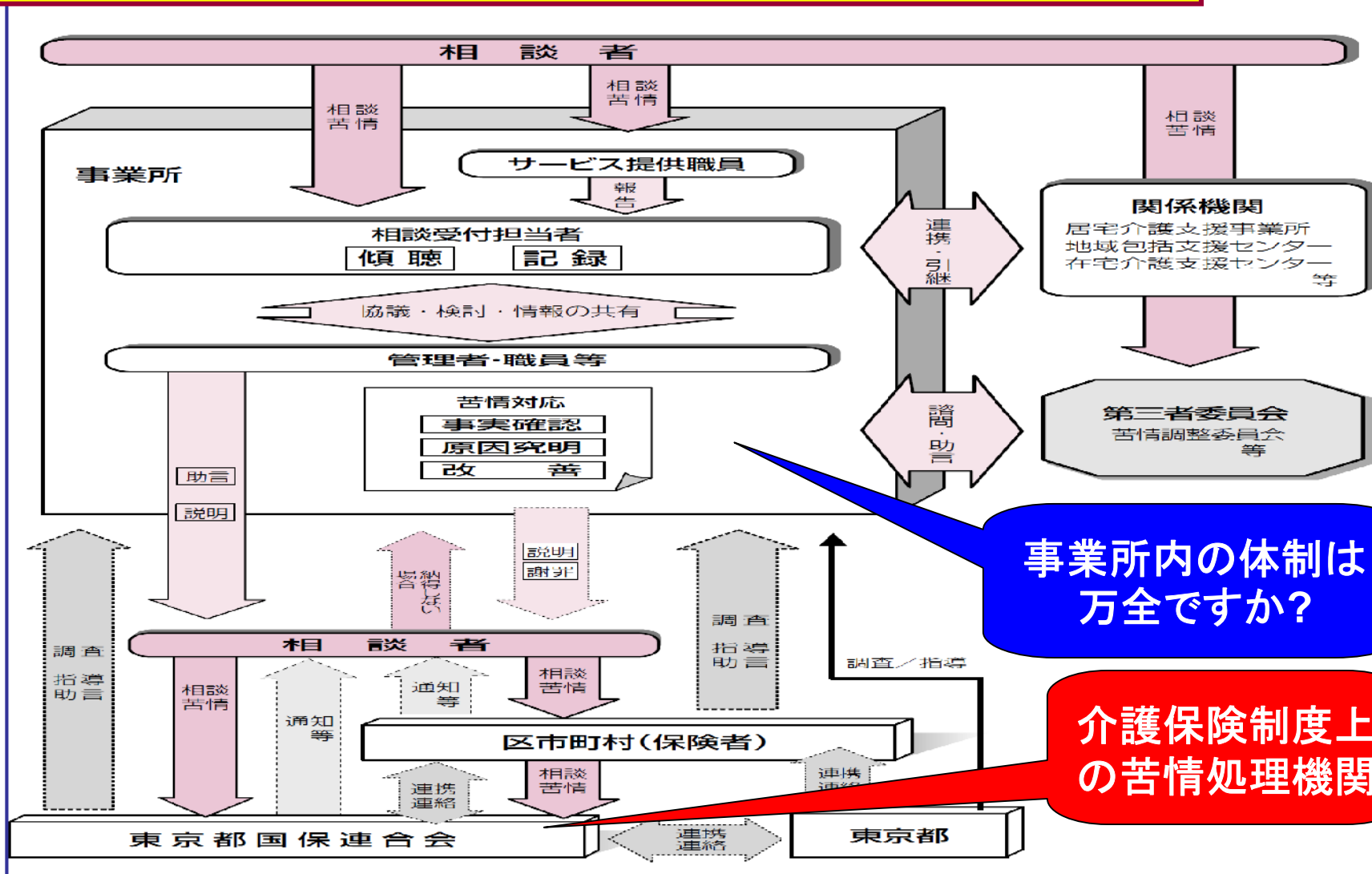
内閣府ホームページ

[http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217\\_kengi.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2010/101217_kengi.html)

# 8 苦情窓口

事業所における相談・苦情対応のフロー図  
(参考:東京都国保連資料『介護サービス向上のために～苦情対応から学ぶ～』)

Outline



事業所内の体制は万全ですか?

介護保険制度上の苦情処理機関

「介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられている」

重要事項説明書等に機関名、電話番号等を明示

岡山県国保連合会【介護110番】  
(参考:パンフレット)

掲載をお願いします。

岡山県国保連合会【介護110番】



086-223-8811

苦情相談の秘密は必ず守ります! ※相談はお住まいの市町村の  
介護保険担当窓口でも受付けています。

岡山県国民健康保険団体連合会

〒700-8568 岡山市北区桑田町17-5

受付時間:午前8時30分~午後5時【土・日曜日、祝日、年末年始を除く】

FAX・ホームページからも受付けています FAX 086-223-9109

URL <http://www.okayama-kokuhoren.com/>

不適正事業者等に関する  
情報も受け付けています!



## 9 「申請の手引き」改正の概要

### 更新申請時: その①

Outline

#### ○介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百三十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 ～ 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 (以下 略)

介護給付費算定に係る体制等に変更がない場合添付されない可能性がある。

そこで...

提出書類に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を含める。

※更新申請とともに、体制等届出の変更届を提出する場合は、届出の添付書類である同表を更新申請書の添付書類として代えることができる。

更新申請時: その②

○介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百三十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

1 ~ 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る**申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。**

省略した提出書類については、明示する必要がある。(添付漏れを防ぐ)

そこで...

添付省略した提出書類がある場合、  
「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」を提出する。

①②とも、平成23年4月更新(2月申請)から適用



# 10 前回の集団指導資料から

## 管理者・生活相談員の責務と質の向上

Outline

### 前回の集団指導(平成22年2月1日)

- ◎ 管理者及び生活相談員の業務・役割があいまいなまま運営されている。
- ◎ 管理者は、老人福祉法等(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)における施設長と同一者である場合がほとんどであるため、業務内容について重複する部分が多い。
- ◎ 生活相談員の施設内における位置付けが、介護保険法関係の書籍等でほとんど示されていない。

### そこで...

参考資料として、(社)全国有料老人ホーム協会の報告書の内容を一部紹介するので、今後とも質の向上を図るよう各施設で努めていただきたい。

参考にして  
いますか？

常に、責務と質の向上に努めてください。

前回の集団指導は、長寿社会課ホームページに掲載  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=54382](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=54382)

介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応について  
《県通知：平成20年3月31日長寿第1920号》

項目	取組
介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの作成等、あらかじめ対応方法を定める。</li> <li>・定期的な施設内研修等、従業者に対し周知徹底</li> <li>・施設外研修への参加による知識の習得</li> </ul>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な措置を迅速に行う。 ・家族、<b>県</b>、市町村等に連絡・報告</li> <li>・記録し、最低2年間保存</li> </ul>
事故後の対応及び再発防止への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償すべき場合は、速やかに損害賠償</li> <li>・原因を分析、改善策を講じ、全従業者へ周知</li> </ul>

入居者の処遇向上

報告すべき事故の範囲

- ① サービス提供による利用者の事故等
  - ・ 死亡事故
  - ・ 転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等で、医療機関で治療又は入院
  - ・ 上記と同等の医療措置を行ったもの
    - 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの(例：自殺、失踪、喧嘩)を含む。
- ② 食中毒、感染症(インフルエンザ、ノロウイルス)の集団発生
- ③ 従業者の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響あるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害による重大な事故

## ■ 消費者安全法(平成21年9月1日施行) 消費者庁(平成21年9月1日設置)

### — 背景 —

近年、食品表示偽装事件、中国製冷凍ギョーザの薬物中毒事件、事故米の転売、EV事故など国民生活に身近なところで様々な問題が生じたが、苦情や情報を一元化する機関がなく、縦割り行政や消費者保護の観点から社会問題となっていた。

➔ 製品の使用やサービス提供に伴う重大事故について、  
**消費者庁に情報が一元化され、公表**されることになった。  
…介護サービスに伴う重大事故(感染症や食中毒)も含まれる。

事業者が直接、消費者庁  
に連絡する必要はない。

これまでどおり、介護事故であれば  
県、市町村等に報告、感染症関係  
であれば保健所へも報告すること。

## ■ 非常災害対策

- ・ 平成21年7月に山口県の特別養護老人ホームにおいて、土石流の直撃により死亡者が出たことを受け、本県の施設等についてその状況調査を行った。



- ・ 風水害(高潮、洪水、土砂災害等)、地震に関わる計画が未策定である施設が見られた。



- ◎ 各施設の実情に合った計画を作成し、避難訓練等を実施していただきたい。 ※各市町村の消防、土木部局等に相談・照会すること。
- ◎ なお、避難訓練については、最低年2回以上の実施であるが、そのうち1回は「夜間」を想定して行っていただきたい。

感染症・食中毒対策

ホームページ(集団指導資料  
掲載ページ)にチラシ等掲載

Outline

**1) 疥癬症** 疥癬虫(ヒゼンダニ) ...主に手のひら・親指の付け根に赤い小丘疹  
《予防対策》

①手洗い(こすり荒い)・消毒 ②シーツ交換、寝具類の共有に注意 ③介護中の肌の露出を防ぐ ④入浴の順番

**2) ウィルス性感染(B型肝炎・C型肝炎)** 血液を介する。  
《予防対策》

①血液、粘膜、体液などに直接触れない。(手袋の使用) ②手洗い

**3) インフルエンザ** 突然の発症、38℃を超える発熱、上気道炎症状、倦怠感、頭痛など  
《予防対策》

①手洗い・消毒・うがい ②適切な湿度 ③十分な休養と栄養補給 ④流行時は外出を控える ⑤予防接種

**4) ノロウィルス** 激しい嘔吐、下痢、腹痛、発熱、頭痛、筋肉痛など  
《予防対策》

①徹底した手洗い ②清掃 ③汚物の処理 ④健康管理 ⑤食材の加熱(85℃以上・1分間)

**5) 食中毒**  
《予防対策》

①手洗い・消毒 ②身だしなみ ③調理器具等の洗浄・消毒 ④食品の冷却 ⑤食材の加熱(85℃以上・1分間)



- 各ホームページ(健康推進課・生活衛生課・長寿社会課・厚生労働省)に注意しておくこと
- 長寿社会課からはメール等で注意喚起



## ■ 自己点検シート〈岡山県版〉

表紙	使用方法・注意事項
<p>平成22年度</p> <p>自己点検シート (人員・設備・運営編)</p> <p>(一般型特定施設入居者生活介護) (一般型介護予防特定施設入居者生活介護)</p> <p>事業所番号：33 _____</p> <p>事業所名： _____</p> <p>点検年月日：平成 年 月 日( )</p> <p>記入者： _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導(又は立入検査)の時は、原則として県民局へ当日提出</li> <li>・<u>実地指導時のみに使用するものではなく、平素から使用するもの</u></li> </ul>
	導入のメリット
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指導ポイント、根拠などの明確化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民局によるスムーズな実地指導(又は立入検査)の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者側で疑問に思うことを整理しやすい</li> </ul>
	使用様式
	<p>※特定施設(介護保険法)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート(人員・設備・運営編)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート(介護報酬編)</li> </ul>
	<p>※有料老人ホーム(老人福祉法)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検シート</li> </ul>

定期的  
確認しましょう!

■ HPの活用

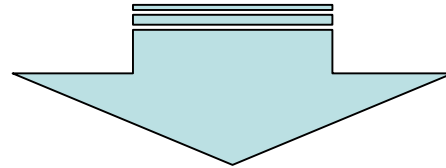
区分	名称	アドレス
県	長寿社会課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35</a>
	介護保険に関する厚生労働省からの通知	
	介護保険事業所の皆様へ 新型インフルエンザへの対応について	
	消費生活用製品(介護ベッド等)の重大製品事故に係る公表について	
	OKAYAMA KAIGO NEWS → トピックス	
	集団指導資料	月1回は確認しましょう!
	各種申請・届出・自己点検様式	
	健康推進課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36</a>
	生活衛生課	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=37</a>
国	厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/index.shtml">http://www.mhlw.go.jp/index.shtml</a>
	介護・高齢者福祉	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html</a>
	介護サービス関係Q&A	<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html</a>
	消費者庁	<a href="http://www.caa.go.jp/">http://www.caa.go.jp/</a>
その他	(社)全国有料老人ホーム協会	<a href="http://www.yurokyo.or.jp/topics/01.html">http://www.yurokyo.or.jp/topics/01.html</a>
	特定施設事業者連絡協議会 (特定協)	<a href="http://www.tokuteikyo.jp/index.php">http://www.tokuteikyo.jp/index.php</a>

ホームページ(集団指導資料  
掲載ページ)に様式を掲載

メールアドレス	疑義照会																
<p>◆県からの通知などは全てメール。 →可能な限り、事業所単位でメールアドレスを登録 ※登録変更:早めに、長寿社会課 事業者指導班へ(特に3~4月)</p>	<p>◆質問票により、FAXで行うこと。 ◆原則として、電話の疑義照会には、対応しない。 ◆質問票提出先:各県民局</p>																
<div data-bbox="416 826 1088 1426"> <p><b>FAX送信表</b> 送付先FAX番号 086-224-2215</p> <p>岡山県 保健福祉部 長寿社会対策課 事業者指導班 行</p> <p>県からの通知等に係るメールアドレス登録票 (有料老人ホーム・特定施設)</p> <p>平成19年度より、県からの通知、お問い合わせ等はメールで行っています。メールアドレスを登録していない事業者については、今後FAXでの対応させていただきます。</p> <p>記入日 平成 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td>                     ① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ                      ② 上記下の事業所でもいれたい事業所用のものを記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表を提出 ・ 別表せず追加で登録希望                      アドレス記入欄                      (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)                 </td> </tr> <tr> <td>記入者</td> <td>                     姓 名                      氏 名                      電 話                      F A X                 </td> </tr> </table> <p>※原則として、事業者のメールアドレスを登録するようになっています。</p> </div>	事業所名		メールアドレス	① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ ② 上記下の事業所でもいれたい事業所用のものを記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表を提出 ・ 別表せず追加で登録希望 アドレス記入欄 (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)	記入者	姓 名 氏 名 電 話 F A X	<div data-bbox="1149 826 1843 1426"> <p>※県民局に送付する際は県民局窓口へ送付をお願いします。</p> <p><b>質問票</b> 平成 年 月 日</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所名 (法人番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〒(郵便番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>担当者名 (氏名)</td> <td>(職名)</td> </tr> </table> <p>【問 題】</p> <p>【答 案】</p> <p>※ ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。</p> </div>	事業所名 (法人番号)		〒(郵便番号)		所在地		電話番号	FAX番号	担当者名 (氏名)	(職名)
事業所名																	
メールアドレス	① 事業所として初めての登録ですか？(これまで登録しているメールアドレスはありませんか。) → はい ・ いいえ ② 上記下の事業所でもいれたい事業所用のものを記入ください。 登録済みのメールアドレスはどうしますか？ → アドレス変更のため別表を提出 ・ 別表せず追加で登録希望 アドレス記入欄 (正確に記述すること。アンダーバー・ハイフン、ゼロとOを区別して記述。)																
記入者	姓 名 氏 名 電 話 F A X																
事業所名 (法人番号)																	
〒(郵便番号)																	
所在地																	
電話番号	FAX番号																
担当者名 (氏名)	(職名)																

## ■ 計画作成担当者(介護支援専門員)の 資格管理

介護支援専門員の資格について、平成18年4月より、有効期間が定められた登録制度が設けられました。有効期間の更新には、所定の研修の受講→更新申請が必須です。更新申請を行わず、介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、介護支援専門員の登録を消除(取消し)となります。従事する介護支援専門員の資格管理(有効期間の把握・証の携行の指導等)に努め、有効期間の更新ができていない介護支援専門員に業務に従事させることのないよう、下記の点に十分ご留意願います。



詳しくは...

「介護支援専門員の資格管理について(平成22年度版)」を  
ご覧ください！

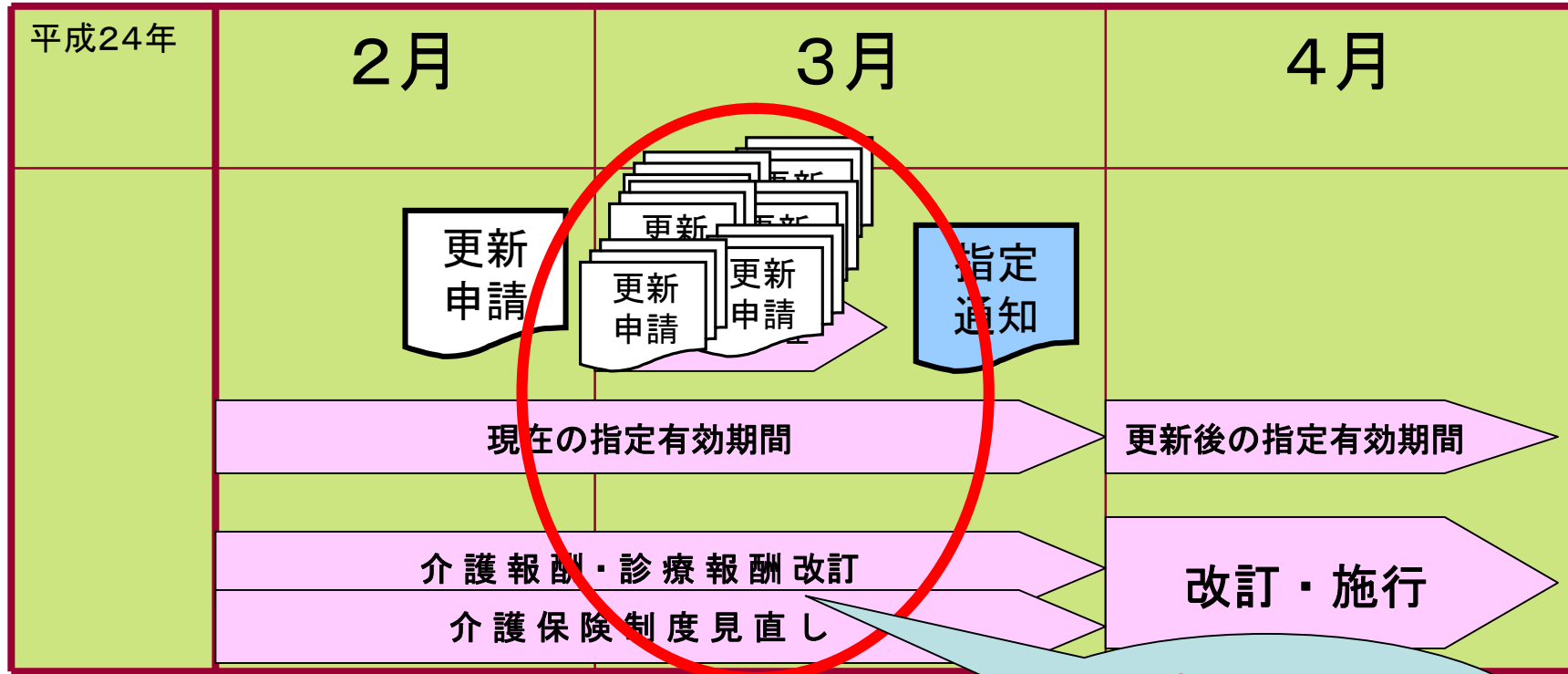
# 11 介護予防更新（H24.4.1）の特例

Outline

介護予防サービス開始：平成18年4月1日

有効期限：平成24年3月31日

介護予防サービス事業所の更新申請期限：平成24年2月29日（更新月前々月末日）



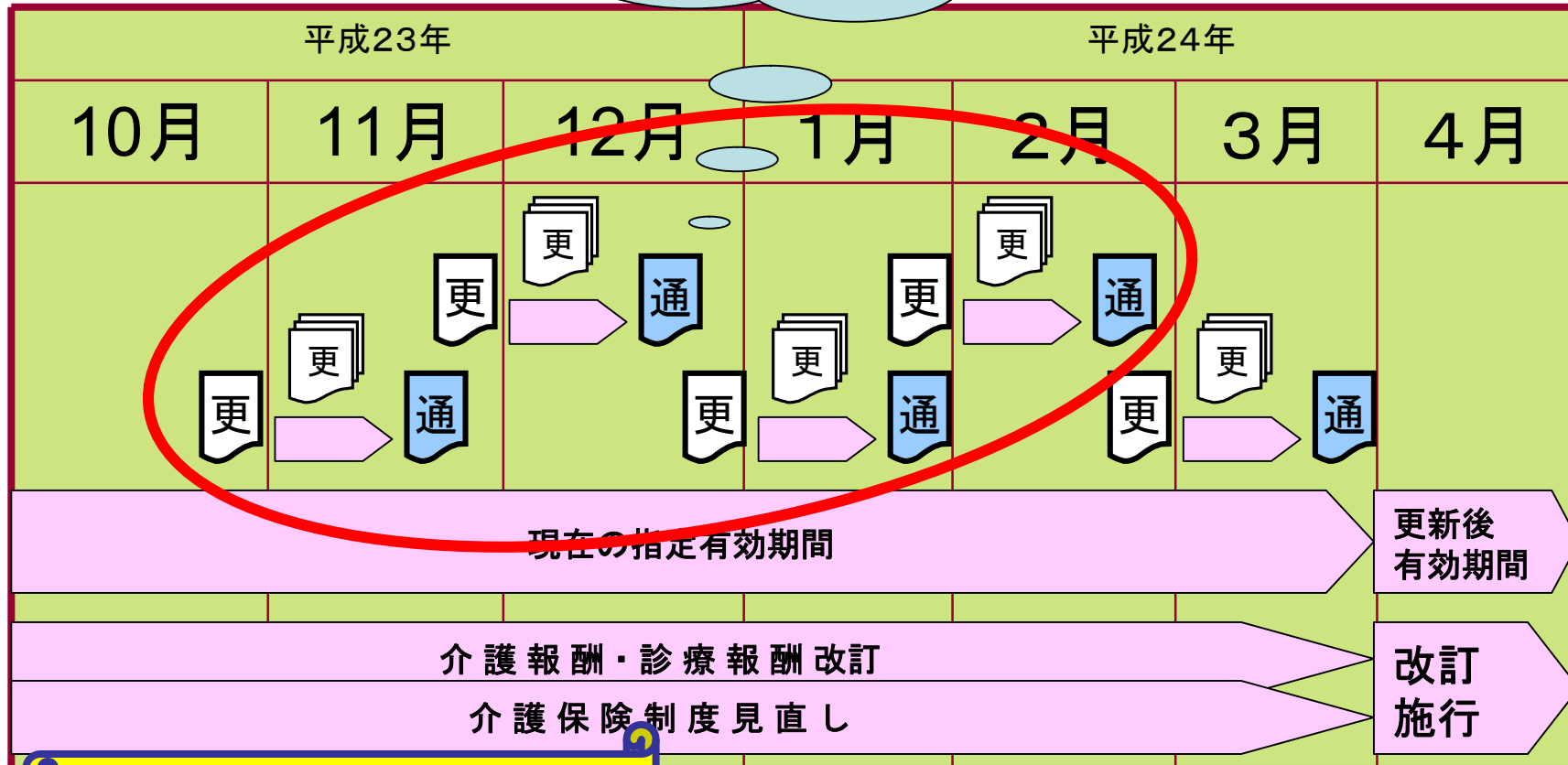
「平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する  
介護予防サービスの更新手続について」を  
御覧ください。

平成24年3月は  
例年にないほど  
業務が集中！



対応策《例》

更新時期を分けては...



夏頃に更新の取扱を決定、  
通知予定。

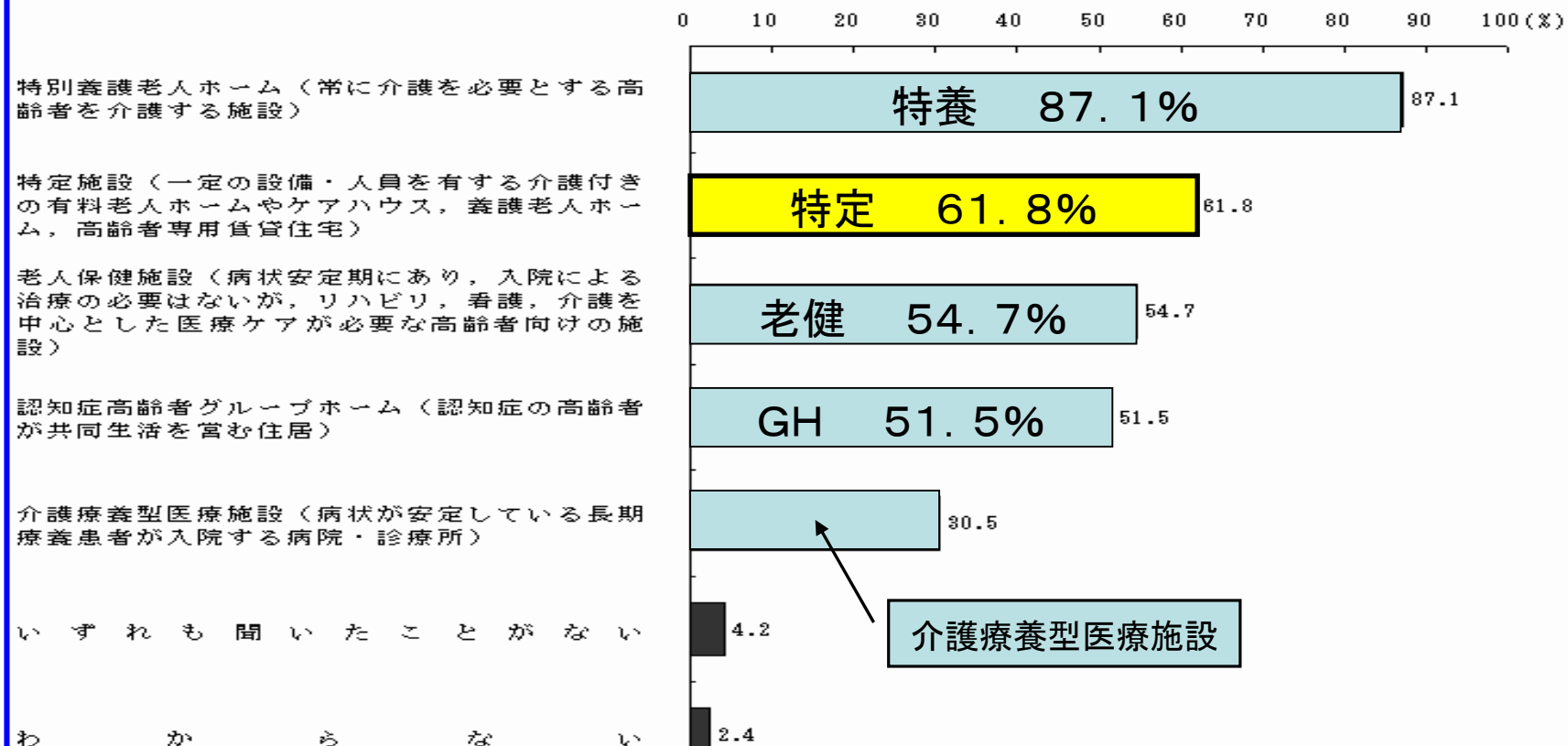
「平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する  
介護予防サービスの更新手続について」を  
御覧ください。

# 12 「介護保険制度に関する世論調査」

Outline

## 自宅から住み替えて受ける介護保険サービス施設の周知度

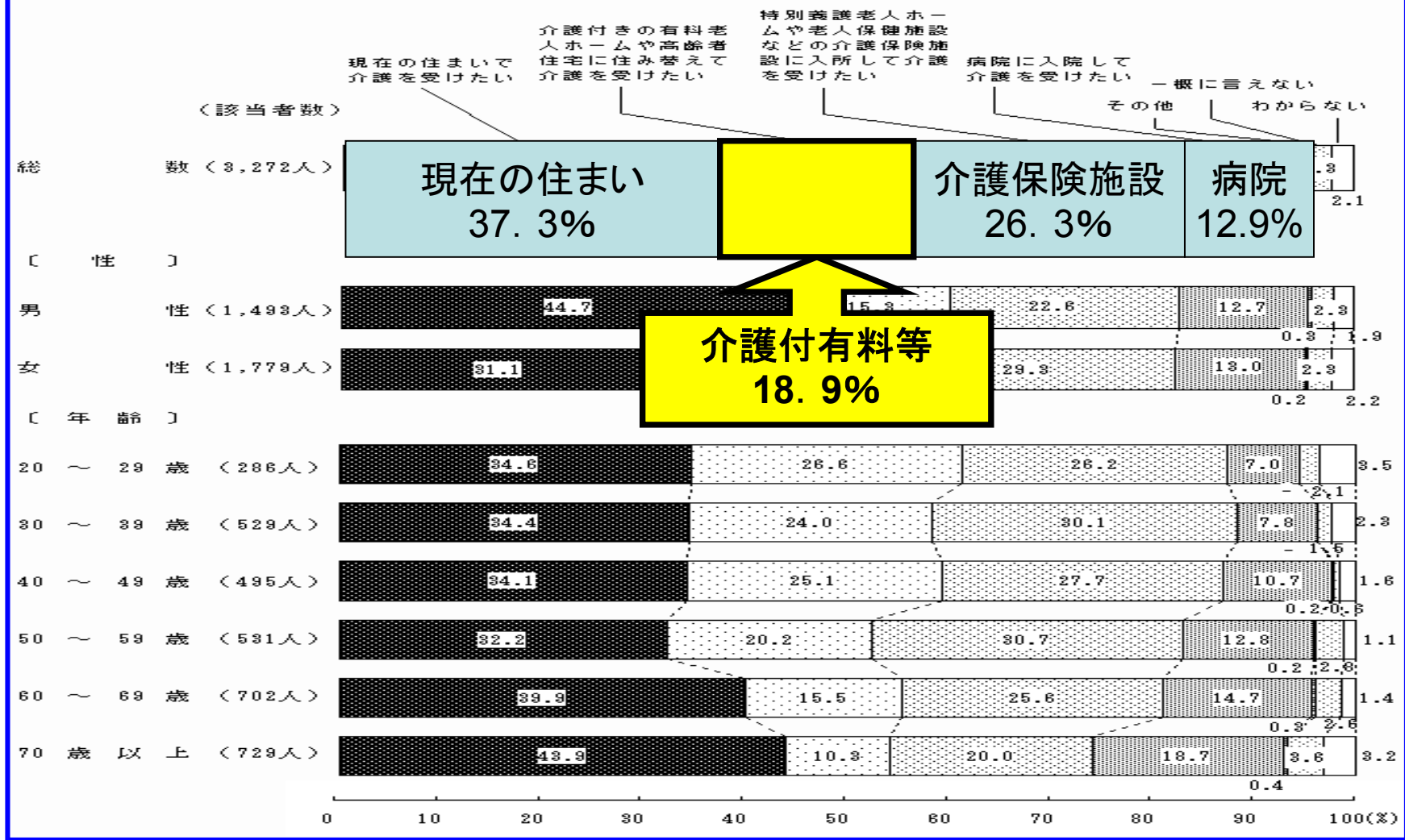
(複数回答)



内閣府大臣官房政府広報室  
世論調査報告書 平成22年9月調査  
<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-kaigohoken/index.html>

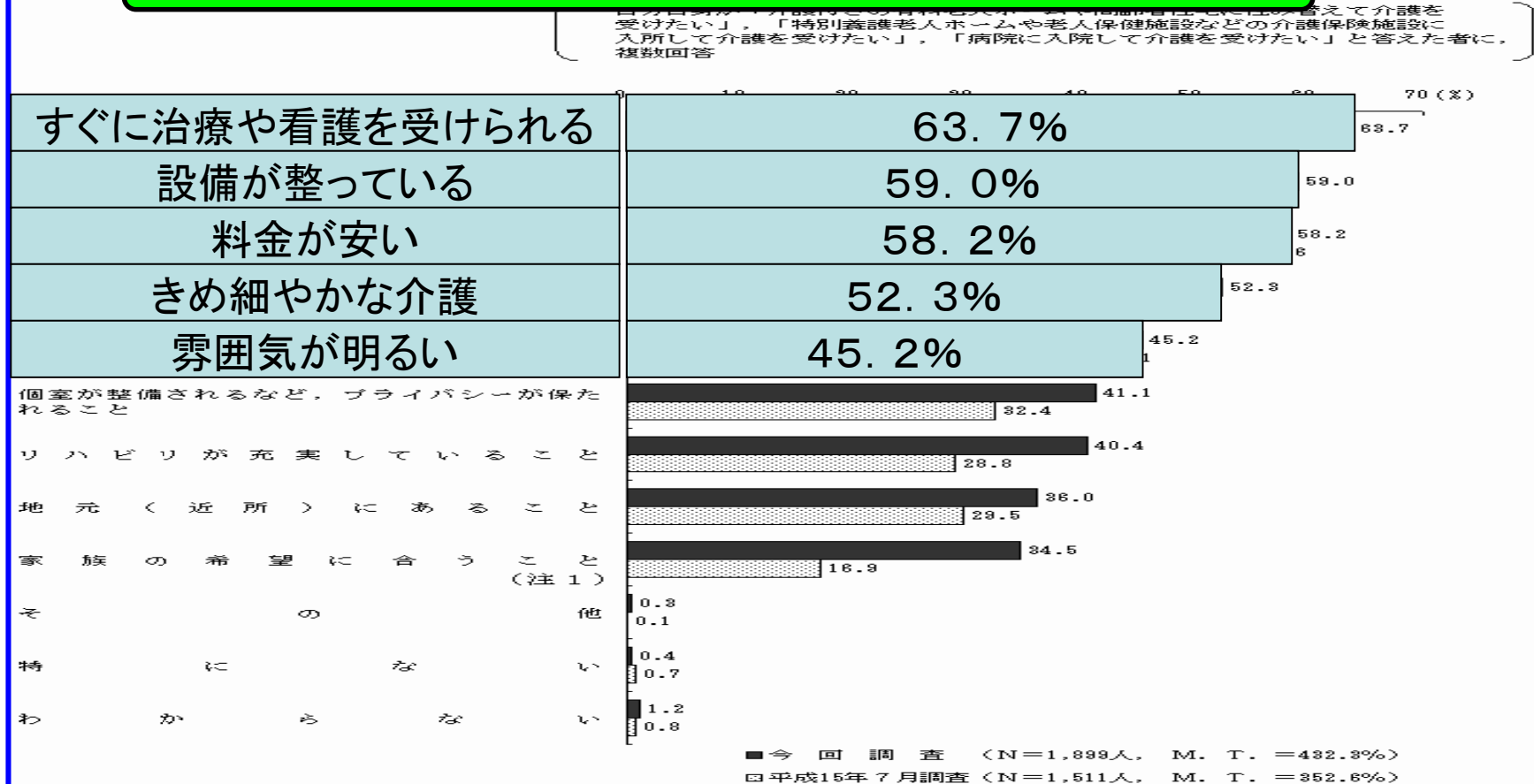
■ 総数 (N=3,272人, M. T. =292.2%)

自分自身が介護を受けたい場所



Outline

介護施設等を選ぶ際に重視する点

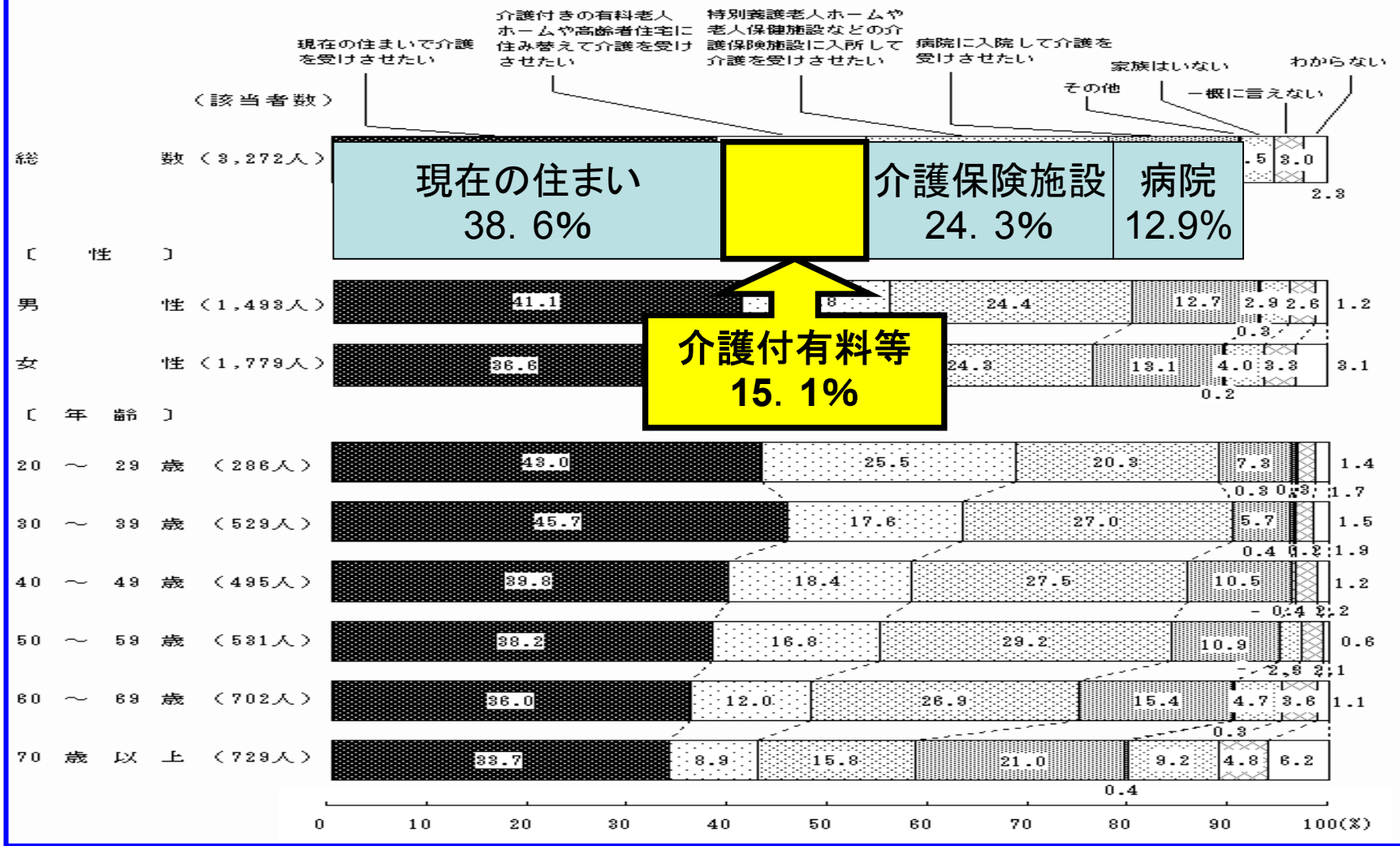


〈注1〉平成15年7月調査では、「自分の希望というよりは家族の希望に合うこと」となっている。

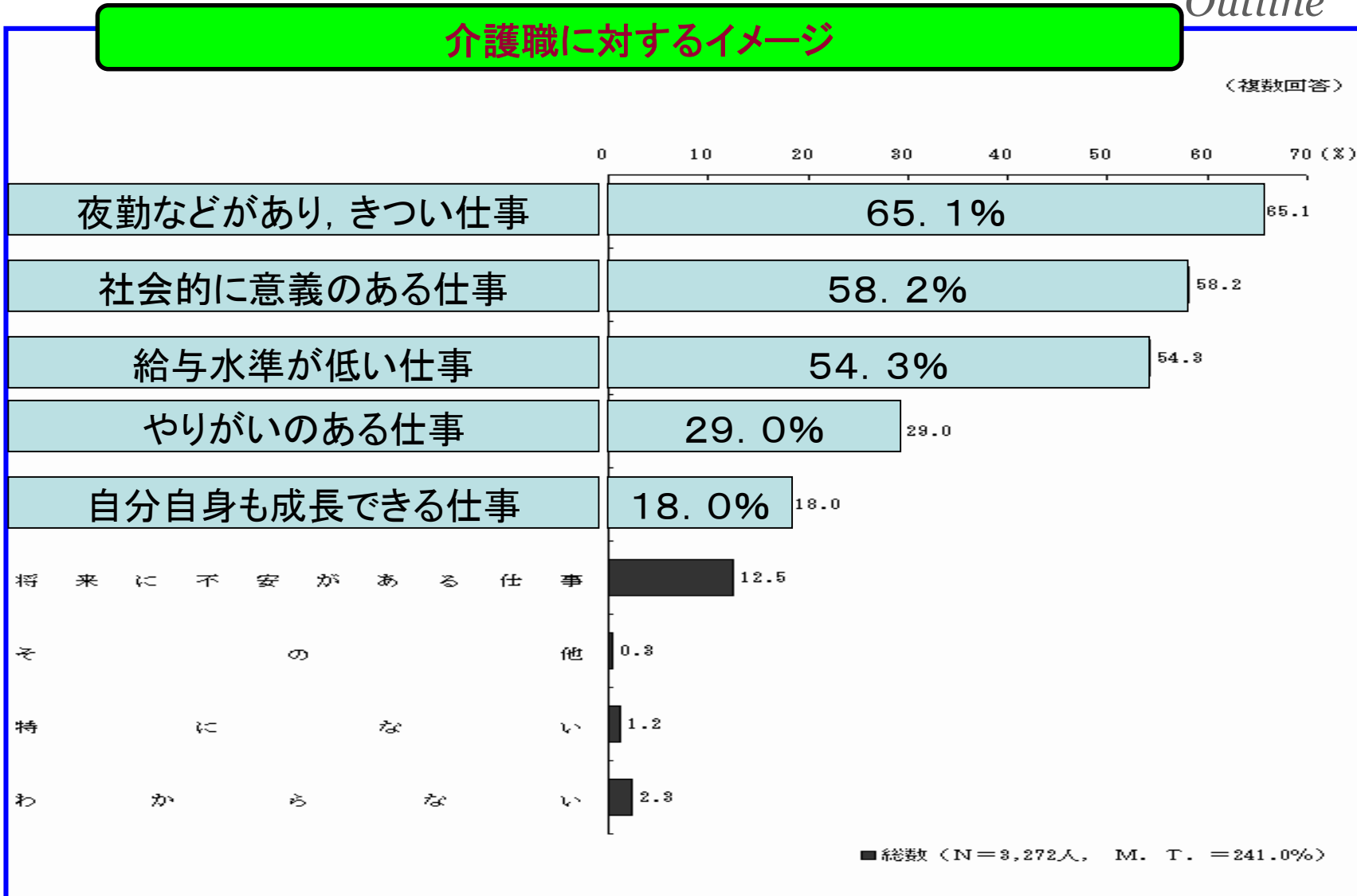
〈注2〉平成15年7月調査では、「仮に、あなたが老後に寝たきりや痴呆になり、介護が必要となった場合に、どこで介護を受けたいと思うか」について、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」、「介護付きの有料老人ホームや痴呆性高齢者グループホーム〈痴呆の高齢者が共同生活を営む住居〉などに住み替えて介護を受けたい」と答えた者に、「あなたが施設を選ぶ際に重視したいことはどのようなことですか。この中からいくつでもあげてください。」と聞いている。

Outline

家族に介護を受けさせたい場所







# 13 お知らせ(労働局)

## 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

Outline

### I 介護労働者全体(訪問・施設)に共通する事項

項目	Point(最初に掲げられているもの)
(1) 労働条件の明示について	労働条件は書面で明示しましょう
(2) 就業規則について	就業規則を作成し、届け出ましょう
(3) 労働時間について	労働時間の適正な取扱いを徹底しましょう
(4) 休憩・休日について	休憩は確実に取得できるようにしましょう
(5) 賃金について	労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう
(6) 年次有給休暇について	非正規労働者にも年次有給休暇を付与しましょう
(7) 解雇・雇止めについて	解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続きを取りましょう
(8) 労働者名簿、賃金台帳について	労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう
(9) 安全衛生の確保について	衛生管理体制を整備しましょう
(10) 労働保険について	労働保険の手続きを取りましょう

### II 訪問介護労働者に関する事項

是非、ご活用ください。

介護労働者の雇用管理の改善に関する助成金等のご案内

締切日  
平成23年2月28日(月)

13 お知らせ  
(労働局) ②

Outline

◎介護労働者を使用する事業場における  
《労働条件チェックリスト》 抜粋

No	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている(老基89条) 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい。	
2	パートタイム労働者や登録ホームヘルパーを雇用しているので、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている(老基89条)	
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている。	

本チェックリストは事業所・施設ごとに御提出願います。

点検の結果、×印の項目は改善が必要です。

提出先  
問合せ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎  
岡山労働局 労働基準部 監督課  
電話 086-225-2015 FAX 086-231-6471